

## 外国の大学における学位・単位を活用して教育職員免許状の取得を希望される方へ

北海道教育庁総務政策局  
教職員課免許グループ

### 1 用意する資料について

外国の大学における学位、単位を活用し教育職員免許状の取得を希望する場合は、当該大学における次の資料（ただし、大学が公式に発行・証明するものに限り、）を用意してください。

- (1) 大学の概要の説明書（大学、学部、学科等の組織、教育課程（卒業、修了基準を含む））
- (2) 大学の格付けを記載したもの
- (3) 単位修得証明書及び成績証明書
- (4) 卒業（又は修了）証明書及び学位を証明したもの
- (5) 単位を修得した授業科目の内容についての説明書（例：『授業要目、シラバス』等）
- (6) 単位の基準の説明書（1単位の計算方法、授与基準）

\* 「単位の基準」とは、1単位の修得に必要な授業時間数などです。（日本の大学の場合は、1時間の授業を15回（＝15時間）受講することが1単位の修得の標準的な要件となっています。 ※ 演習、実習の場合は30～45時間を必要とします。）

- (7) 1科目当たりの授業時数、大学の年間授業日数等の説明書（例：『学年歴』等）
- (8) 学位の取得要件
- (9) 国内の当該教科の課程認定を受けている大学における教職用授業科目の内容（授業要目、シラバス等添付）と、自分の取得した単位を比較検討したもの。

例、大学名	授業科目名	講義内容	法定科目相当単位
〇〇教育大学	アメリカ文学史	〇×△□◇☆～	「英米文学」
△□外国大学	アメリカ文学概論	〇×△□◇☆～	「英米文学」2単位相当

注1 資料には、日本語訳（本人の訳でも可。）を添付してください。

注2 実際に授業科目を履修していた当時のものを用意してください。

上記の資料を検討し、外国の大学における学位、単位が日本国内の大学における学位、単位と同等であると判断された場合は、当該学位、単位を使用することができます。

### 2 免許状授与の手続きについて

- (1) 外国の大学における学位、単位を活用して教育職員免許状の授与を受けるには、教育職員免許法第18条の規定に基づき、学力（＝学位、単位）、人物及び身体について教育委員会の行う検定に合格することが必要となります。

- ① 学力検定：免許法の基準に従い、免許状の種類に応じた学位を取得し、かつ、単位を修得していることが要件となります。

\* 日本国内の大学における学位、単位と同等であると判断された外国の大学における学位、単位を使用することができます。ただし、単位については、修得基準が、日本国内の大学を卒業又は、修了することにより免許状を取得する場合の基準に準拠しますので、外国の大学で修得したものに加えて、内容的に不足している科目の単位について、国内の大学で追加修得する必要が生ずることがあります。

- ② 人物の検定：教育委員会の定める基準に従い、教育職員としての適格性を有することの証明を受けることが要件となります。（書類審査）
- ③ 身体の検定：教育委員会の定める基準に従い、教育職員として支障のない健康状況であるとの証明を受けることが要件となります。（書類審査）

- (2) 認められた学位、単位は、北海道において教育職員検定を受検し、免許状の授与を受ける場合にのみ有効です。

他の都府県に転居された場合は、改めて当該都府県教育委員会に照会してください。